住居等近隣の森林の他に、住民等が入林する可能性のある森林があるため、入林に伴う放射線のば〈露について、考慮する必要がある。

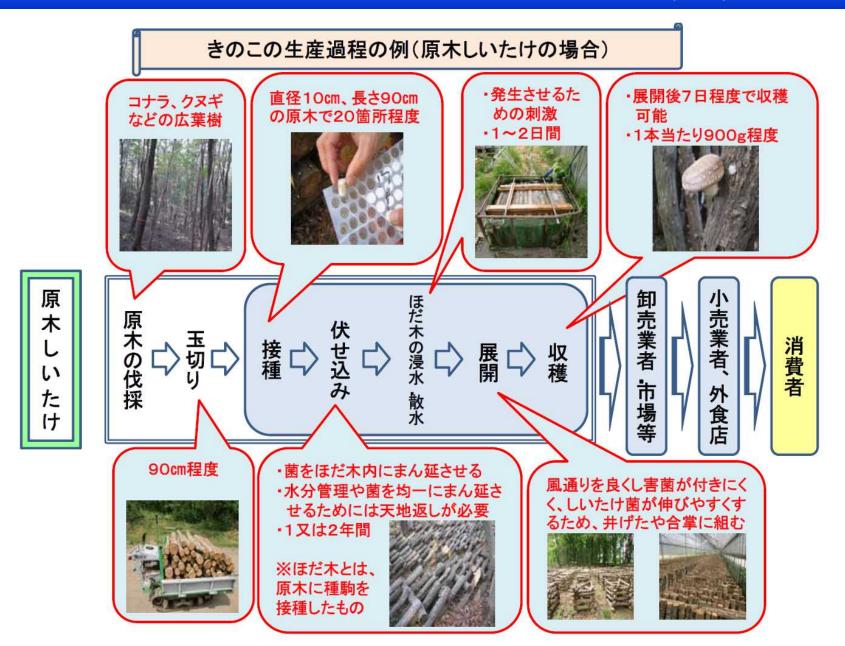
森林内での活動のうち、作業者が日常的に同一の場所で活動する場所(例: ほだ場)と、利用者(一般公衆)が一定期間同一の場所に滞在する場所(例: キャンプ場)に着目し、これらを対象とした検討を行う。

ほだ場の例



(写真)林野庁HP:http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/gap/pdf/gap1.pdf

ほだ場におけるきのこの生産過程(例)



改正除染電離則における被ば〈線量管理の考え方

作業場所での空間線量が2.5μSv/h以下であり、かつ、取り扱う放射性物質が1万Bq/kg以下の場合は、除染電離則上の線量管理等が不要。

避難区域の見直し等に伴う復旧復興作業での被ばく線量管理等

<基本原則>

- ① 事業者は、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める。
- ② 特定汚染土壌等取扱業務、特定線量下業務を実施する際には、業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所での除染等が実施されるよう努める。

作業場所で の空間線量 (μSv/h)

- ●線量管理
- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- ●被ばく低減措置
- ① 空間線量率の事前・継続的な測定
- (2) 異常時の医師による診察
- ●教育
- ① 労働者に対する特別教育(学科)
- ●健康管理措置
- ① 一般健診(年1回)

2.5µSv/h (週40時間、 52週で、 ■ 5mSv/年相当。

mSv/年相当 <u>電離則の</u> <u>管理区域</u> 相当)

●線量管理等不要

- ※ <u>農業従事者等自営業者、個人事業者</u>については、 線量管理等を実施することが困難であることから、この 範囲内とすることが望ましい。なお、ボランティアに ついては年1mSvを十分に下回ること。
- ※ 製造業、商業、営農等を行う事業者は、<u>あらかじめ、作業場所周辺の除染作業を実施し、原則として、線量管理を行う必要がない空間線量率(2.5µSv/h以下)</u>のもとで作業に就かせることが求められる。

●線量管理

- ① 個人線量計での外部被ば<測定(A)
- ② 汚染土壌等の放射性物質濃度、 粉じん濃度に応じた内部被ばく測定
- ●被ばく低減措置
- ① 作業計画、作業指揮者
- ② 作業届
- ●健康管理措置
- ① 特殊健診(年2回)
 - 一般健診(年2回)
- ●線量管理
- 小部被ばく測定 (簡易測定可)(B) (2.5µSv/h超の場 所での作業が見 込まれる者に限る。 (A)と合算して管 理。)
- ●健康管理措置
- ① 一般健診 (年1回)

< 共通事項> ● 被ばく低減

- 措置 ① 事前調査等
- 事前調査等
 異常時の 医師による
- 診察 ● 汚 染 拡 大 、
- ●汚架払入、内部被ばく防止
- 収集等の容器の使用
 汚染検査
- ③ 作業に応じたマスク、 保護衣の使用
- 休護なの
- ① 作業指揮者 教育
- ② 労働者への 特別教育

除染特別地域等 (除染特別地域· 汚染状況重点調査 地域)

特定汚染土壌等 取扱業務

(1万 Bq/kg 超の 汚染土壌等を 取扱う業務)

特定線量下業務 (2.5μSv/h超の場所 での作業を行う 業務。特定汚染 土壌等取扱業務を 除く。)

(注1)<u>実効線量</u>は、 事業者の管理下で 被ばくしたものに限る (職業性被ばく)

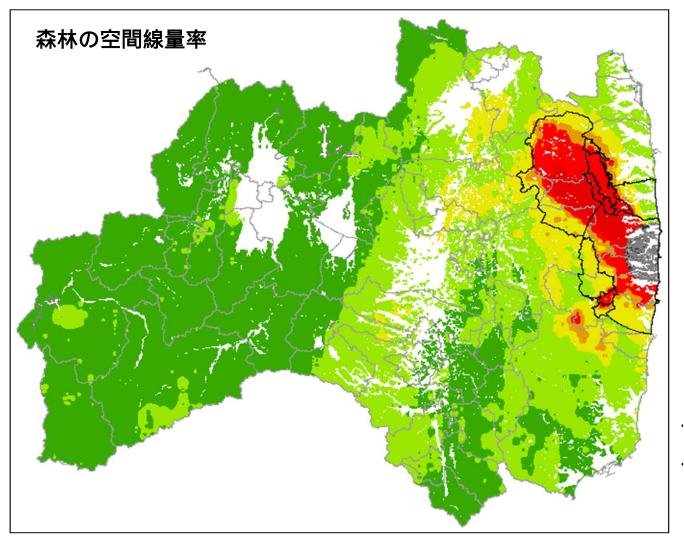
(注2)<u>被ばく限度</u>は、 ICRP の 職 業 被 ば く 限 度 (年 50mSv、 5年100mSv))を適用。 ((A)と(B)を合算して管 理。)

0.23µSv/h (24時間換算 で、年1mSv

1万Bq/kg (放射性物質として 取り扱う下限値) 取り扱う汚染土壌 ((A)と 等の放射性物質の 理。) 濃度(Bq/kg)

線量管理等が要不要となるほだ場

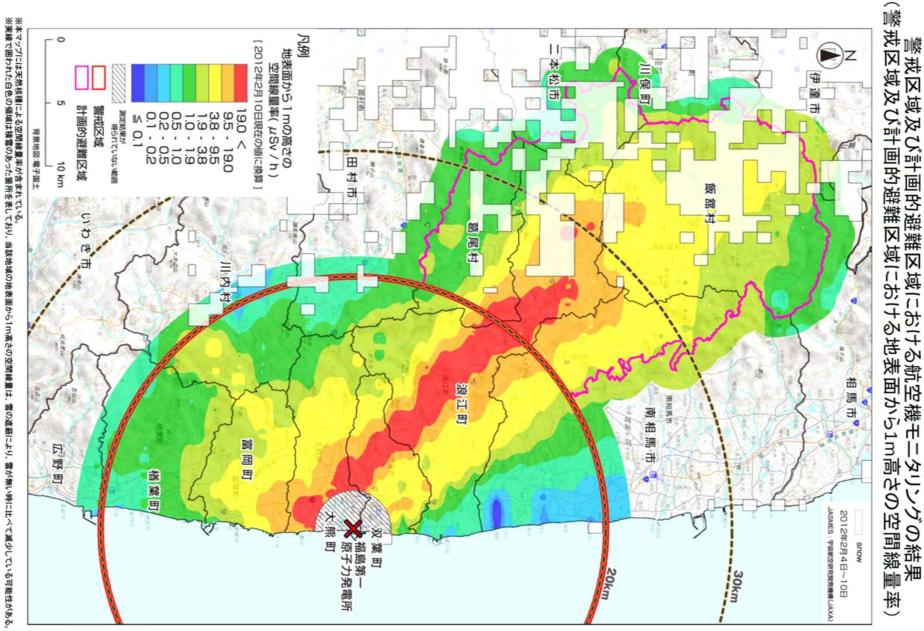
線量管理等が必要となる空間線量率が2.5μSv/hを越える森林は主に除染特別地域となる。





・航空機モニタリング結果(平成23年9月18日換算値)を用いて作成・白い箇所は森林以外の土地利用

(参考:警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリングの結果)



・地表面から1mの高さの空間線量率 (資料)文部科学省、「警戒区域及び計画的避難区域における航空機モニタリングの測定結果(平成24年2月)

レクリエーション施設(施設の種類)

森林のレクリエーション施設として、例えば、キャンプ場やフィールドアスレチックなどがある。

キャンプ場



(資料)環境省HP: http://www.env.go.jp/park/ashizuri/guide/institution.html

フィールドアスレチック



(資料)国営武蔵丘陵森林公園HP: http://www.shinrin-koen.go.jp/news/2012/05/vol5.html

ビジターセンター



(資料)環境省HP:http://kyushu.env.go.jp/nature/tyojyabaru/

林間学校用施設



(資料)国立信州高遠青少年自然の家HP: http://takato.niye.go.jp/info/syukuhakutou.html

レクリエーション施設(ばく露評価の考え方)

キャンプ場やフィールドアスレチックなど、一定期間にわたり同一の場所に滞在する可能性のある森林は、除染の必要性が高いと言えるのではないか。

ほだ場と異なり、レクリエーション施設には、利用者(一般公衆)として入林する場合と、作業者として入林する場合がある。

利用者は、作業者よりも入林時間は少なくなる。

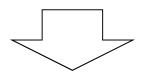
仮に、毎週末同一のキャンプ施設に宿泊したとしても、1248時間(=24時間×52週、1泊2日) 作業者の場合は、概ね2000時間程度(=8時間×5日×52週)

作業者は、2.5μSv/h以下の場所であれば線量管理等不要。

改正「除染電離則」(平成24年7月1日施行)

平均空間線量率が2.5µSv/hを超える場所で行う除染等業務以外の業務(特定線量下業務))を新たに「除染電離則」の適用対象。

特に子どもは、放射線影響の感受性が高い。



レクリエーション施設については、作業者と利用者の場合でば〈露評価を分け、 子どもの利用の程度や、施設の利用の見通し等に応じて、除染の実施を総合的 に検討すべきではないか。